

## 食費・居住費の減額

住民税非課税世帯の方は、入院中の食費・居住費の自己負担額が減額となります。

自己負担額		一般病床 食費 (1食あたり)	療養病床（医療保険適用） ・入院医療の必要性の高い方以外	
			食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般 (住民税課税世帯)	低所得Ⅰ、Ⅱ以外の方	510円	510円	370円
	指定難病患者 小児慢性特定疾病	300円	300円	0円
低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	90日以内の入院 (過去1年の入院日数)	240円	240円	370円
	90日を超える入院 (過去1年の入院日数)	190円		
低所得Ⅰ (70歳以上 住民税非課税世帯)		110円	140円	

・低所得Ⅱとは住民税非課税世帯に属する方、Ⅰとは住民税非課税世帯でかつ世帯員の所得が一定基準に満たない方です

◆「標準負担額減額認定証」(70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医事室受付窓口に提示してください。

☆ 標準負担額減額認定証(「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付申請手続きは、保険証・高齢受給者証(該当者)・後期高齢受給者証(該当者)・領収書など入院日数を確認できるもの(90日を超える入院の場合)・および印鑑を持って

(後期高齢者医療の方) → 市町村役場へ

(それ以外の方)

・国民健康保険

・社会保険等

・船員保険

・共済組合等

→ 市町村役場へ

→ 所属事業所または協会けんぽへ

→ 所属事業所または協会けんぽへ

→ 所属の共済組合へ

ご不明な点がございましたら、医事室までお問い合わせください。

大田市立病院

電話 0854-82-0330 (代表)